

施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい

事業名	施設園芸等燃料価格高騰対策																
分類	【価格高騰】【水田・畑作、園芸】																
事業要旨	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸や茶等の産地に対して、燃料価格高騰時に農業者と国の拠出による補填金を交付するセーフティネットの構築を支援します。																
事業概要	〔事業主体〕 日本施設園芸協会 ※県窓口団体(事業実施者)：茨城県農業再生協議会、全国茶生産団体連合会 〔事業対象（支援対象）〕 農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、茨城県茶生産者組合連合会、その他農業者の組織する団体 〔事業内容〕 燃料需要期(原則：11～4月、茶：4月～10月)に施設園芸用燃料(A重油・灯油・LPガス・LNG)の価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築(農業者：国＝1：1の拠出により積立をする)を支援します。 〔補助要件等〕 ・農産局長が別に定める省エネルギー等対策推進計画が策定されていること。 (10a 当たり燃料使用量を 15%以上削減する、生産物 1 トン当たりの燃料使用量を 15%以上削減する、又は民間の金融商品等を利用して燃料コストの変動を抑制すること。2 期目以降に継続して取り組む場合は、10a 当たり計 30%以上の燃料使用量削減目標を策定する)。 ・受益農家及び事業参加者が 3 戸以上又は農業従事者が 5 名以上であること。 ・農産局が別に定める要件及び基準を満たしていること。 〔対象経費〕 ・燃料※¹ 価格が発動基準価格を超えた場合の価格差補填に要する経費※² ※ 1 対象油種：A 重油、灯油、LP ガス、LNG ※ 2 農家は、基準価格に対し 115%、130%、150%、170%の 4 コースから選択して積立。 〔補助限度額・補助率〕 ・補填金単価＝当該月の全国平均価格－発動基準価格 ・補填金＝補填金単価×当該月燃料使用量×補填割合（70～100%） (総限度額は農家積立額の 2 倍まで) ※補填割合は特例の適用により変動																
問合せ先	◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9169</td><td></td><td></td></tr></table> ◆産地振興課 施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954					県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117												
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169														

団地化を通じた麦類産地の生産体制を強化したい

事業名	茨城県麦類生産技術向上事業（国：麦類生産技術向上事業）																
分類	【水田・畑作、園芸】																
事業要旨	品質向上や病害対策、気象変動・生産費上昇への対応などの近年の麦類を取り巻く課題に対し、地域ぐるみで麦の生産性向上を図る産地を支援します。																
事業概要	〔対象団体（事業主体）〕 市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、集荷団体 等 〔事業内容〕 1 施肥・防除体系の構築 （１）麦類を取り巻く課題に対応し、地域ぐるみで生産性の向上を図るため、施肥・防除体系を見直します。 （２）見直し結果を踏まえ、地域の課題解決につながるよう、生産者への指導・助言を行います。 （３）指導・助言の効果を検証し、産地の持続的な振興に活用します。 2 施肥・防除体系の構築の推進 事業実施主体が施肥・防除体系の構築を行うために必要な経費のうち、実施要領で補助対象として定める経費について定額で支援します。 〔採択要件等〕 1 地域の課題解決に向けて、施肥・防除体系を見直し、その結果を踏まえて地域の生産者に指導・助言を行うこと。 2 効果を検証し、その成果を取りまとめ、技術指導資料、栽培歴などの作成・改訂に活用すること。 3 地域産地の持続的な振興を図るため、得られた成果を HP 等で周知すること。 〔対象経費〕 1 指導・助言を受けた生産者の令和 8 年産の作付面積に応じ、2,000 円/10a 以内 2 施肥・防除体系の見直し、効果の検証、成果の公表等に必要な事務費（消耗品費、人件費、備品費等） 〔補助限度額・補助率〕 1 施肥・防除体系の構築（定額） 2 施肥・防除体系の構築の推進（定額）																
問合せ先	◆お住まいの市町村の農政主管課 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9169</td><td></td><td></td></tr></table> ◆産地振興課 農産・特産振興 G TEL：029-301-3921					県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117												
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169														

持続可能な地酒づくりに向け、酒造好適米の生産振興を図りたい

事業名	いばらきの酒米生産振興緊急支援事業
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	主食用米の価格高騰により、酒米の生産量が大きく減少する中、酒蔵と生産者の結びつきによる取組を支援し、県産酒米の生産振興を通じた地酒づくりを促進します。
事業概要	【事業主体（事業対象）】 酒造好適米を栽培し、県内の酒蔵に出荷する県内の農業者 【事業内容】 2026 年産における集荷団体及び県内酒蔵との契約に基づき、農業者が取り組む酒造好適米の栽培を支援します。 【補助要件等】 1 茨城県内で酒造好適米を生産していること。 ※農産物検査規格において定める醸造用玄米の産地品種銘柄に限る。 2 茨城県内の酒蔵又は集荷業者との契約栽培を実施していること。 3 高品質安定生産に資する取組を1つ以上実施すること。 【対象経費】 「コシヒカリ」と「酒造好適米」との差額の1/2相当額 ※国の支援額を除いた金額 【補助限度額・補助率】 定額（酒造好適米の作付面積に応じて20,000円以内/10a）
問合せ先	◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921

新たに米のブランド化に取り組みたい

事業名	いばらきの米トップランナー産地拡大事業														
分類	【水田・畑作、園芸】														
事業要旨	本県の良食味米産地の知名度の向上を図るため、全国規模のコンテストの金賞受賞を目指し、意欲的な産地の出品支援やコンテストを勝ち抜く技術開発を行います。														
事業概要	【事業主体（事業対象）】 「いばらき米の極み頂上コンテスト」の上位入賞者 等 【事業内容】 全国主要コンテストへ出品するための費用やコンテスト会場への旅費を支援します。 【補助要件等】 1 令和6年度および令和7年度いばらき米の極み頂上コンテスト又は全国コンテストにおける入賞者 2 令和8年度いばらき米の極み頂上コンテストにおける最終審査進出者 【対象経費】 1 全国主要コンテストへの出品費用 2 コンテスト会場への旅費（公共交通機関利用料） 【補助限度額・補助率】 補助限度額：117千円以内／人、補助率：2/3以内														
問合せ先	◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9169</td><td></td><td></td></tr></table> ◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921			県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117										
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169												

国内外の需要に対応するため枝物の生産体制を強化したい

事業名	いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業（県単）																			
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】																			
事業要旨	国内外の旺盛なハナモモを中心とした枝物需要に対応するため、生産農地の拡大や、機械類の導入による生産体制の強化に取り組み、全国をリードする枝物トップランナー産地の拡大を目指します。																			
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 農業者、新規就農者、農業者の組織する団体等 〔事業内容〕 1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 （１）荒廃農地等を枝物生産に適した圃場へ整備することによる生産農地の拡大 （２）生産力の低下した圃場の改植促進による生産力の維持・強化 2 規模拡大に伴い増加する労力の削減に向けた機械類の導入（乗用草刈機等） 〔補助要件等〕 （１）再生作業を実施した農地において、３年以上枝物を生産すること。 （２）荒廃農地等を 1a 以上再生すること。ただし、機械類の導入を行う場合は、10a 以上再生すること。 〔対象経費〕 荒廃農地の再生等による枝物生産農地の拡大経費及び労力削減に向けた機械類の導入に係る経費 〔補助限度額・補助率〕 1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 補助率 1/2 以内（上限 1a あたり 2 万円） 2 労力削減に向けた機械類の導入 補助率 1/2 以内（上限 1,500 千円）																			
問合せ先	◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">荒廃農地再生</th><th style="text-align: center;">機械類の導入</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">県北</td><td style="text-align: center;">0294-80-3301</td><td style="text-align: center;">0294-80-3303</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">県央</td><td style="text-align: center;">029-350-3017</td><td style="text-align: center;">029-221-3034</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">鹿行</td><td style="text-align: center;">0291-33-6285</td><td style="text-align: center;">0291-33-4117</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">県南</td><td style="text-align: center;">029-822-7083</td><td style="text-align: center;">同左</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">県西</td><td style="text-align: center;">0296-24-9169</td><td style="text-align: center;">同左</td></tr> </table> ◆産地振興課 施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954			荒廃農地再生	機械類の導入	県北	0294-80-3301	0294-80-3303	県央	029-350-3017	029-221-3034	鹿行	0291-33-6285	0291-33-4117	県南	029-822-7083	同左	県西	0296-24-9169	同左
	荒廃農地再生	機械類の導入																		
県北	0294-80-3301	0294-80-3303																		
県央	029-350-3017	029-221-3034																		
鹿行	0291-33-6285	0291-33-4117																		
県南	029-822-7083	同左																		
県西	0296-24-9169	同左																		

果樹園の新植・改植をしたい

事業名	果樹経営支援対策事業、果樹先導的取組支援事業、果樹未収益期間支援事業															
分類	【水田・畑作、園芸】															
事業要旨	果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が、優良品目・品種への転換、省力樹形の導入を行う場合に支援が受けられます。 また、果樹経営支援対策事業により、一定面積の改植または新植を実施した場合に発生する未収益期間に対して支援が受けられます。															
事業概要	【事業主体】 公益社団法人茨城県農林振興公社 【事業対象】 果樹産地構造改革計画に担い手として定められた農業者等 【事業内容】【補助要件等】【対象経費】【補助限度額・補助率】 1 果樹経営支援対策事業（整備事業） 果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への転換を行う場合に、定額または事業費の1/2以内で補助します。同一品種への改植は省力樹形等の導入が条件です。 ○改植・新植支援（内容、補助額は一例） <table><tr><td></td><td>内容</td><td>改植（新植）補助額</td></tr><tr><td rowspan="2">慣行樹形</td><td>りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹</td><td>17（15）万円/10a</td></tr><tr><td>りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培</td><td>33（32）万円/10a</td></tr><tr><td rowspan="3">省力樹形</td><td>りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培</td><td>53（52）万円/10a</td></tr><tr><td>なし、かき等のジョイント栽培</td><td>33（32）万円/10a</td></tr><tr><td>なし、かき等のV字ジョイント栽培</td><td>73（71）万円/10a</td></tr></table> ○実施面積要件 地続きで概ね2a以上 2 果樹先導的取組支援事業 果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や消費者ニーズに対応した優良品目・品種への改植・新植及び未収益期間の幼木管理、小規模園地整備、病害の低減に資する雨よけ設備の設置、高温対策資機材の導入、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証等を実施する場合に、定額または事業費の1/2以内で補助します。 3 果樹未収益期間支援事業 1の果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植・新植を一定面積以上実施した場合に発生する未収益期間に対して助成します。 ○面積単価（5.5万円/10a）×支援年数（改植の翌年から4年分）＝22万円/10a ○初年度に一括して定額交付 ○実施面積要件 支援対象者が同一年度内に概ね2a以上改植等を実施した場合		内容	改植（新植）補助額	慣行樹形	りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a	りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a	省力樹形	りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培	53（52）万円/10a	なし、かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a	なし、かき等のV字ジョイント栽培	73（71）万円/10a
	内容	改植（新植）補助額														
慣行樹形	りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a														
	りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a														
省力樹形	りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培	53（52）万円/10a														
	なし、かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a														
	なし、かき等のV字ジョイント栽培	73（71）万円/10a														
問合せ先	◆（公社）茨城県農林振興公社 園芸振興部 TEL：029-222-8511 ◆産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954															

花きの生産、流通、需要の拡大に係る課題を一体的に解決したい

事業名	ジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	物流の2024年問題に対応した花き流通の効率化や高度化、産地の課題解決に必要な技術導入を支援するとともに、減少傾向にある花き需要の回復に向けて、需要拡大が見込まれる品目等への転換、新たな需要開拓、花き利用の拡大に向けたPR活動等の前向きな取組を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 いばらきの花振興協議会 〔事業対象〕 いばらきの花振興協議会が設定した成果目標の達成に必要と認められる団体等 〔事業内容〕 県産花きの生産、流通、需要の拡大の課題解決に必要な取組を支援します。 1 花き流通の効率化の取組 受発注データのデジタル化、流通の効率化・高度化に資する検討や技術実証等 2 生産技術の高度化・産地体制の強化等の取組 生産性向上、低コスト化など花き産地の課題解決に資する検討や実証、産地体制の強化に資する研修会開催等 3 需要の変化に対応した品目等の転換の取組 需要が見込まれる品種等への転換に必要な需要調査、栽培技術実証、栽培マニュアル作成等 4 新たな需要開拓・消費拡大の取組 需要喚起のためのPR活動や新規購買層の獲得に向けた販路開拓、花き利用の拡大に資する体験活動等 〔補助要件等〕 いばらきの花振興協議会が設定した目標の達成に必要な取組を行うこと 〔対象経費〕 備品費、賃金等、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費 〔補助限度額・補助率〕 定額
問合せ先	◆産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進めたい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらき共同利用施設再編集約・合理化支援事業）																
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】																
事業要旨	生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援します。																
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業者の組織する団体等 〔事業内容〕 生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援します。 〔補助要件等〕 ・成果目標の基準を満たしていること ・面積要件を満たしていること ・「再編集約・合理化計画（最大3年間）」を作成していること ・修繕・更新に係る積立計画を提出すること ・受益農業従事者（農業の常時従事者）5名以上 ・産地基幹施設を整備するにあたっては、原則として総事業費が5千万円以上 等 〔対象経費〕 老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設等の再編集約・合理化にかかる経費 〔補助限度額・補助率〕 ○補助限度額 1年度あたり20億円（整備する施設等により異なる） ○補助率 1 共同利用施設の再編集約・合理化 1/2 以内 2 再編集約・合理化の更なる加速化 1の取組に対し、県・市町村1/12～0.5/10 以内※、国1/12～0.5/10 以内 ※県補助はブランド化・差別化を可能とする施設整備の取組に限定 (0.5/10 以内)																
問合せ先	◆お住まいの市町村の農政主管課 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9169</td><td></td><td></td></tr></table> ◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950					県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117												
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169														

有機農業による付加価値向上に取り組みたい

事業名	いばらき有機農業トップランナー事業
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】【輸出・販路拡大】
事業要旨	環境負荷を低減した持続的な営農であり、付加価値の高い農産物を生産する有機農業の取組を拡大するために、荒廃農地等の環境整備や農地の貸付、有機農産物の供給力向上に資する機械等の整備、有機 JAS 認証の取得や新商品の開発等を支援します。
事業概要	1 有機農業の団地育成支援 〔事業主体（事業対象）〕 農業者、農業者の組織する団体等 〔事業内容〕 大規模有機団地の整備に必要なパイプハウス資材の購入や農業機械のリース導入、低コスト耐候性ハウス等の整備を支援 〔事業対象品目〕 にんじん、たまねぎ、じゃがいも、キャベツ、はくさい、トマト、米 〔補助要件等〕 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業又はいばらきの強い農業づくり総合支援事業の要件に準ずる。 ○パイプハウス資材購入、機械のリース導入（産地パワーアップ支援事業） ・面積要件：露地野菜 10ha 以上、施設野菜 5 ha 以上等 （中山間地域等の生産支援事業のみの場合 5 戸以上の農業者の参加又は取組面積 1ha 以上） ・機械のリース導入は本体価格が 50 万円以上であること 等 ○低コスト耐候性ハウス等産地基幹施設の整備（強い農業づくり総合支援事業） ・総事業費が 5 千万円以上であること ・受益農業従事者が 5 名以上であること 等 〔対象経費〕 パイプハウスの資材購入、農業機械のリース導入や低コスト耐候性ハウス等産地基幹施設の整備に係る経費 〔補助率〕 いばらきの産地パワーアップ支援事業：5/10 以内 又は いばらきの強い農業づくり総合支援事業：5/10 以内 上記事業への上乗せ補助：2/10 以内 2 荒廃農地等集約・環境整備支援 （1）荒廃農地等の再生（障害物除去・整備・土作り）支援 〔事業主体（事業対象）〕 荒廃農地を再生し有機農業を実践する認定農業者等 〔事業内容〕 荒廃農地の再生に関する取組（刈払い、抜根等）を支援 〔補助要件等〕 再生農地での有機 JAS 認証取得（事業実施後 2 年以内）、有機 JAS 認証取得面積の 5 %以上の増加、目標年次において有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上になること等 〔対象経費〕 工事に係る機械費（機械損料）、作業者の労務費、工事を外部委託する際の委託費等 〔補助限度額・補助率〕 1/2 以内（上限 100 千円/10 a、但し抜根有の場合上限 250 千円/10a） ※ 1 ha 以上再生する場合補助率 2/3 以内（上限 150 千円/10 a、同上限 350 千円/10a）

	(2) 農地貸付協力金 〔事業主体（事業対象）〕 有機農業を実践する認定農業者等に農地を貸し出す地権者等 〔事業内容〕 有機農業の規模拡大に必要な農地を貸付ける者に対し、協力金を交付 〔補助要件等〕 農地中間管理機構を通じて 20a 以上の面積を貸借すること（複数地権者による合算も可）、耕作者が貸付農地と同面積で有機 JAS 認証を取得すること等 〔補助限度額・補助率〕 定額（15 千円/10a、但し、1ha 以上まとまった農地の場合 20 千円/10a） 3 有機農産物の供給能力向上支援 〔事業主体〕 市町村協議会、農協、営農集団などの農業団体及び農業法人、農業者等 〔事業対象〕 市町村等 〔事業内容〕 有機農産物の有機 JAS 認証を新規取得または認証の拡大意向のある者を対象に有機農産物や有機加工食品の認証取得に係る経費を支援 〔補助要件等〕 （1）有機農産物の有機 JAS 認証取得有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上となること※ 等 ※新規で認証を取得する者はこの限りではない （2）有機加工食品の有機 JAS 認証取得有機農産物の有機 JAS 認証取得者が所有する加工施設等での有機加工食品の有機 JAS 認証を取得すること 等 〔対象経費〕 ① 有機 JAS 講習会受講に係る経費、②有機 JAS 認証費用に係る経費 〔補助限度額・補助率〕 定額①上限 10 千円、②上限 140 千円 4 有機農産物新商品開発チャレンジ支援 〔事業主体（事業対象）〕 認定農業者等 〔事業内容〕 原則、有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者が行う新規作物（果物等）栽培や商品加工、販路開拓等への新規取組を支援 〔補助要件等〕 事業対象品目はいちご、くり、なし、ぶどうとし、事業実施 3 年後を目途に、事業対象品目を栽培するほ場で新規に有機 JAS 認証を原則、概ね 10a 以上取得すること（既に有機 JAS 認証を 10a 以上取得している場合は認証面積を 5 %以上増加させること）又は農業所得を向上させること 等 〔対象経費〕 事業を実施するために必要な委託、報償等に係るソフト経費、備品購入等に係るハード経費（取得価格 10 万円以上のもの） 〔補助限度額・補助率〕 1/2 以内（補助上限 1,600 千円。うち、ハード経費の上限は原則 800 千円）
--	---

	5 土づくりの推進支援 ※ 1 〔事業主体〕 市町村等 〔事業対象〕 農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 〔事業内容〕 地力の向上を目的とした堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組支援 〔補助要件等〕 県が策定した実施方針に基づいた事業計画、成果目標の設定及び地域の産地パワーアップ計画に位置付けられた目標の達成 〔対象経費〕 堆肥等の購入・施用等に要する経費、実証前後の土壌分析、堆肥散布機械のリース導入等 〔補助限度額・補助率〕 定額（堆肥等の実証的活用 30 千円/10a（ペレット堆肥 35 千円/10a）、機械のリース導入に係る費用のみ 1/2 以内） ※ 1 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件等に準ずる。 6 儲かる産地支援（有機枠） 〔事業主体〕 市町村等 〔事業対象〕 認定農業者、農業法人、農協、営農集団 等 〔事業内容〕 有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入支援 〔補助要件等〕 ①規模・生産拡大を志向する有機 JAS 認証取得者及び新規取得予定者（目標年次における有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上となること） ②農業経営基盤強化促進法に基づく認定または地域計画に位置付けられた農業者であること ③本体価格が 10 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること ④事業実施により有機 JAS 認証取得面積の 5 %以上向上が見込めること 等 〔対象経費〕 有機農産物等の生産性、供給力又は品質の向上のために必要な生産、出荷調整の機械やパイプハウス資材（骨材と被覆材）等の導入支援。 〔補助限度額・補助率〕 本体価格の 1/2 以内（補助上限 5,000 千円）												
問合せ先	◆農業技術課有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174(園芸)</td><td>0296-24-9169(農産)</td><td></td></tr></table>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174(園芸)	0296-24-9169(農産)	
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174(園芸)	0296-24-9169(農産)									

みどりの食料システムに向けて環境にやさしい取組を進めたい

事業名	みどりの食料システム戦略推進事業										
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】										
事業要旨	みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを支援します。										
事業概要	1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 【事業主体（事業対象）】 市町村等 【事業内容】 地域ぐるみで、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組や、産地と消費地の連携等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出 【補助要件等】 有機農業実施計画の策定、 「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への加盟 等 【補助率】 定額（取組年度毎に上限設定あり、機械購入及びリースに係る経費のみ 1/2 助成） 2 有機転換推進事業 【事業主体】 市町村等 【事業対象】 農業者 【事業内容】 国際水準の有機農業転換に必要な生産資材等のかかり増し経費を支援 【補助率】 定額（20 千円/10a） 【補助要件等】 みどり認定を受けている又は成果目標年度までに受ける予定であること 事業を活用した農地で将来的に有機 JAS 認証を取得すること 等 3 みどりの事業活動を支える体制整備 【事業主体（事業対象）】 特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けた農業者、大規模に有機農業に取り組むみどり認定者 等 【事業内容】 みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）等の認定を受けて行う機械や施設の導入を支援 【補助要件等】 認定を受けた計画の中に記載のある環境負荷低減の取組に必要な機械や施設の導入であること 【補助率】 1/2 以内 4 先進的有機農業拡大促進事業 【事業主体（事業対象）】 農業者 【事業内容】 有機農業に拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援 【補助要件等】 スマート農業技術に関する農業機械や設備を導入すること 地域計画に位置付けられている又は位置付けられることが確実であること みどり認定を受けている又は、受けることが確実と見込まれること 化学肥料及び農薬の施用及び使用量を低減した栽培方法の2年以上の取組実績があること 等 【補助率】 1/2 以内（機械等の導入）、定額（その他有機農業の拡大に必要な取組）										
問合せ先	◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td><td style="width: 25%;">0294-80-3303</td><td style="width: 25%;">県央</td><td style="width: 25%;">029-221-3034</td></tr> <tr> <td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174</td></tr> </table>			県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174								

施設での園芸品目の高温対策に取り組みたい

事業名	園芸産地高温対策事業																
分類	【気候変動】【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】																
事業要旨	近年の高温環境における施設園芸品目の安定生産技術を推進するため、ハウスの換気装置、遮光・遮熱資材、冷却技術の複数技術の導入を支援する。																
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 施設園芸経営体、 認定農業者、認定新規就農者、農業法人、農業者の組織する団体※ ※農業者の組織する団体は、受益農家戸数が3戸以上に限る。 〔事業内容〕 ①換気、②遮光・遮熱、③冷却の複数の高温対策技術の取組を支援 〔対象品目〕 園芸品目（施設野菜、施設花き） ※露地栽培（野菜、花き）の育苗ハウスも対象。ただし、高温環境下で育苗する品目に限る。 〔補助要件等〕 ・必ず複数の対策技術に取り組むこと（①換気＋②遮光・遮熱は必須とする）。 ・既に対策技術に取り組んでいる場合は、既存の資材や装置も対策技術とみなす。 ・施設で園芸品目を栽培していること。 ・県が定める「強靱化ハウス」の要件を満たすこと、又は施設園芸共済や民間の保険等に参加していること。 ・収量目標について、現状から向上かつ県が設定する収量基準を概ね満たすこと。 ・事業終了後も同一品目を栽培すること（導入する機械、装置等の耐用年数以上）。 〔対象経費〕 ①換気 ・外気導入器、肩部分換気装置、妻面換気装置、天窓換気装置 等 ※サイド（側窓）換気は対象経費としない。 ②遮光・遮熱 ・遮光ネット、遮熱ネット、遮熱フィルム 等 ※塗布剤は対象経費としない。 ③冷却 ・ヒートポンプ、細霧冷房、エアコン夜冷装置、パッド&ファン、屋根散水 等 ※設置に係る費用も含む。ただし、自力施工に係る費用は除く。 〔補助限度額・補助率〕 200万円（1経営体当たり）、1／3以内																
問合せ先	◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174</td><td></td><td></td></tr></table>					県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117												
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174														

環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応技術と省力化技術に取り組みたい

事業名	茨城県グリーンな栽培体系加速化事業																
分類	【気候変動】【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】																
事業要旨	「環境にやさしい栽培技術」又は「気候変動適応技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。																
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 産地の農業者や農業協同組合等の関係者が参画する協議会、農業協同組合、市町村等 〔事業内容〕 1 グリーンな栽培体系の検討（必須） ・検討会の開催 ・グリーンな栽培体系の検証 ・グリーンな栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定 ・情報発信 2 グリーンな栽培体系の技術検証に必要なスマート農業機械等の導入（選択） ・グリーンな栽培体系の検証に必要な環境負荷低減・省力化に資する機械の導入 〔補助要件等〕 播種・定植前準備～収穫・収穫後作業までの作業段階において、検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応技術と省力化に資する技術を検証すること。ただし、検証する技術は、試験研究機関等において、環境負荷低減、高温等の影響を回避・軽減する効果が認められているものに限る。 〔対象経費〕 1 グリーンな栽培体系の検討 ・グリーンな栽培体系の検証に必要な以下の経費 ほ場・機械等の借上費、掛かり増し資材等の購入費、土壌診断等の役務費 等 ・検討会の開催等に係る以下の経費 会場借料・旅費・講師謝金・通信運搬費、印刷製本費 等 2 グリーンな栽培体系の技術検証に必要なスマート農業機械等の導入 ・グリーンな栽培体系の検証に必要な機械の購入またはリース導入費用 ※対象とならない経費：汎用性の高い機械等の購入費、対照ほ場の資材費 等 〔補助限度額・補助率〕 1 グリーンな栽培体系の検討 300 万円・定額（有機農業の検討又は環境負荷低減・気候変動適応技術の取組を2つ以上実施する場合は360 万円。2でスマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証を実施する場合は限度額を100 万円引上げ。） 2 グリーンな栽培体系の技術検証に必要なスマート農業機械等の導入 1,000 万円・1／2 以内																
問合せ先	◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174</td><td></td><td></td></tr></table>					県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117												
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174														

資源循環型農業を進めるために良質な堆肥を地域で利用したい

事業名	畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業
分類	【価格高騰】【水田・畑作、園芸】
事業要旨	良質な堆肥を生産する畜産農家とそれらの堆肥を利用する耕種農家との耕畜連携により、資源循環型の農業団地を形成し、新たな農業所得向上モデルを確立する。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 資源循環型の農業団地を形成する「耕種農家」 〔対象事業〕 堆肥を利用する耕種農家の取組を支援 1 堆肥利用に必要な機械整備 2 ペレット堆肥利用への補助 〔補助要件等〕 畜産農家2戸以上と耕種農家2戸以上による資源循環型の農業団地の構成員であること 〔対象経費〕 堆肥運搬散布に必要な機械整備、ペレット堆肥の購入 〔補助率〕 1 1/2 以内 2 定額
問合せ先	◆畜産課 経営環境G ◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3988 TEL：029-301-3931